

入会のご案内

障がい者の職業的自立を援助・推進



神奈川職業自立能力開発推進協議会

国立県営神奈川障害者職業能力開発校

事務局：〒252-0315 相模原市南区桜台 13 番 1 号

電 話：042(744)1243 FAX：042(740)1497

神奈川職業自立能力開発推進協議会の 年間事業について

例年の年間事業については、概ね以下の内容になります。

実施月	事業内容
4月	入校生の激励（入校式）
5月	第1回理事会の開催 定期総会の開催 会員事業所の優良従業員 会長表彰 第1回研修会の開催
6月	求職者情報提供 公開訓練
6～7月	能力開発校のインターンシップ事業への協力
6～11月	求人企業説明会への協力
7月	第2回理事会の開催 事業主懇談会への協賛
10月	第2回研修会の開催（施設等見学等）
12月	求職者情報提供
1月	公開訓練
3月	第3回理事会の開催 修了生の激励・修了生会長表彰（修了式）
年 間	能力開発校支援（職業講話講師の派遣等）



神奈川職業自立能力開発推進協議会への 入会のおすすめ

時下 貴社(団体)におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から障がい者の職業能力開発行政に対し、貴社の深いご理解をいただいておりますことを深く感謝申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力のほどよろしく申し上げます。

さて、本協議会は、神奈川障害者職業能力開発校の行う職業能力開発の充実・強化について協力するとともに、会員事業所相互の連携を図り、障がい者の社会参加と経済的自立の推進に努めることを目的とし、昭和 63 年 6 月に設置されました。

- 1 本協議会が主催する年 2 回の研修会及び施設見学等に参加することにより、技術革新についての新しい知識・技術の情報を得ることができ、また、会員相互の情報交換並びに親睦を通じ、職場の活性化を図ることができます。
- 2 事業内教育訓練の実施計画及び方法等について助言・指導が受けられます。
- 3 神奈川障害者職業能力開発校訓練生の就職関係の情報が得られます。

つきましては、現在、本協議会のなお一層の発展を目指し、広く新規加入を呼び掛けておりますので、貴社(団体)におかれましても本協議会の趣旨を十分にご理解のうえ、是非ご賛同、ご参加頂きたくご案内申し上げます。

なお、「入会申込書」にご記入のうえ下記にご送付くださいますようお願い致します。

神奈川職業自立能力開発推進協議会会長

年会費

2,000 円

送付先

〒252-0315 相模原市南区桜台 13 番 1 号
神奈川職業自立能力開発推進協議会事務局
(神奈川障害者職業能力開発校内)

神奈川職業自立能力開発推進協議会会則

- (名 称)

第 1 条 この会は、神奈川職業自立能力開発推進協議会（以下「**本会**」という。）と称する。
- (目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の連携を図るとともに、神奈川障害者職業能力開発校（以下「**能力開発校**」という。）の行う職業訓練の充実、強化について協力することにより、障害者の社会参加と経済的自立の推進に努めることを目的とする。
- (事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 職業訓練実施についての協力に関すること。
(2) 職業訓練の広報推進に関すること。
(3) 会員の情報交換と研修に関すること。
(4) その他本会の目的達成に必要な事項。
- (会 員)

第 4 条 本会は、能力開発校の業務に関連のある事業所又は団体等（以下「**事業所等**」という）で、本会の目的に賛同するものを会員とする。
2 本会の会員になろうとする事業所等は、所定の入会申込書を会長に提出して申し込むものとする。
3 本会を退会しようとする事業所等は、所定の退会届を会長に提出するものとする。
- (役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 3 名
(3) 理 事 若干名
(4) 監 事 2 名
- (役員の選任)

第 6 条 理事は、総会において選任する。
2 会長、副会長及び監事は、理事の互選により選任する。
- (役員の職務)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
3 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。
4 監事は、会計監査を行う。
- (役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 役員の任期中に異動等によりその職を辞したときは、後任者が前任者の残任期間在任する。
3 役員は、その任期が満了した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。
- (顧問及び参与)

第 9 条 本会は、顧問及び参与を置くことができる。
2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
3 顧問及び参与は、総会あるいは理事会に出席して意見を述べることができる。
- (会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
2 理事会は、必要に応じて委員会を設置することができる。
3 理事会は、委員会を設置したときは、次に開かれる総会で報告しなければならない。
- (総 会)

第 11 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。定期総会は毎年 1 回、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- (総会の決議事項)

第 12 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
(1) 会則の変更
(2) 役員の選任
(3) 事業計画及び事業報告の承認
(4) 収支予算及び収支決算の承認
(5) その他、本会の運営上重要な事項
- (総会の議長)

第 13 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- (総会の議決)

第 14 条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意を得て決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (理事会)

第 15 条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。
2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、その議長は、会長がこれにあたる。
3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意を得て決定する。
- (理事会の決議事項)

第 16 条 理事会は、次の事項を議決する。
(1) 総会に提出する議案
(2) 委員会の設置及び規則の制定、改廃並びに委員の選任
(3) その他本会の運営上必要な事項
2 理事会は、前項第 1 号及び第 3 号に係る事項を委員会に付託することができる。
3 委員会の運営に関する事項は、本条第 1 項第 2 号により理事会が定めた委員会規則によるものとする。
- (会 計)

第 17 条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。
(1) 会 費
(2) その他
2 会費は、1 年あたり 2, 0 0 0 円とする。
3 納入された会費は、返還しないものとする。
4 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。
- (事務局)

第 18 条 本会の事務局は、能力開発校（神奈川県相模原市南区桜台 1 3 - 1）内に置く。
2 事務局には、事務局長及び書記を置く。
- (委 任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は理事会で定める。
- 附則

1 この会則は、昭和 6 3 年 6 月 1 3 日から施行する。
2 初年度の会計年度は、第 17 条第 5 項の規定にかかわらず、昭和 6 3 年 6 月 1 3 日から昭和 6 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附則 この会則は、平成 5 年 5 月 2 5 日から施行する。
附則 この会則は、平成 7 年 5 月 2 4 日から施行する。
附則 この会則は、平成 8 年 5 月 2 2 日から施行する。
附則 この会則は、平成 9 年 5 月 2 8 日から施行する。
附則 この会則は、平成 3 0 年 6 月 1 4 日から施行する。

〈切り取り線〉

神奈川職業自立能力開発推進協議会 入会申込書

年 月 日

神奈川職業自立能力開発推進協議会長 殿

法人名・団体名等

代表者名

印

神奈川県職業自立能力開発推進協議会の趣旨に賛同し、入会したいので、次のとおり申し込みます。

会員の名称(法人名・団体名等)					
所在地	(〒)	担当者 役職名等	〈役職〉	〈氏名〉	
代表者名	電話番号	①	内線	FAX 番号	メールアドレス
		②	() 番		